

JETRO

特許庁委託事業

# アセアン・インド知財保護 ハンドブック



この1冊で、制度運用早わかり

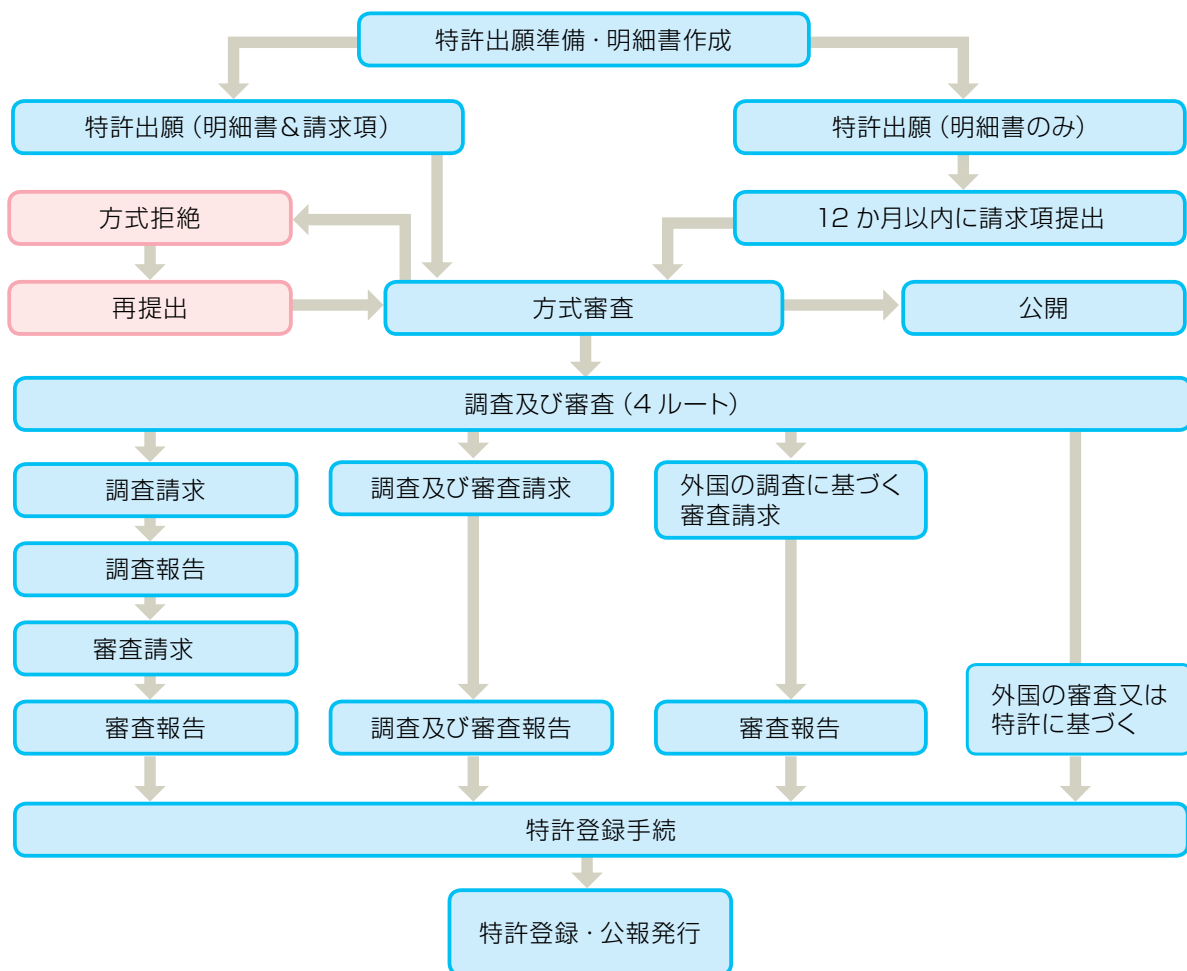
フィリピン・ベトナム・タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド

## 5 シンガポール



### ① 特許

#### シンガポールにおける特許登録出願の流れ（国内出願）



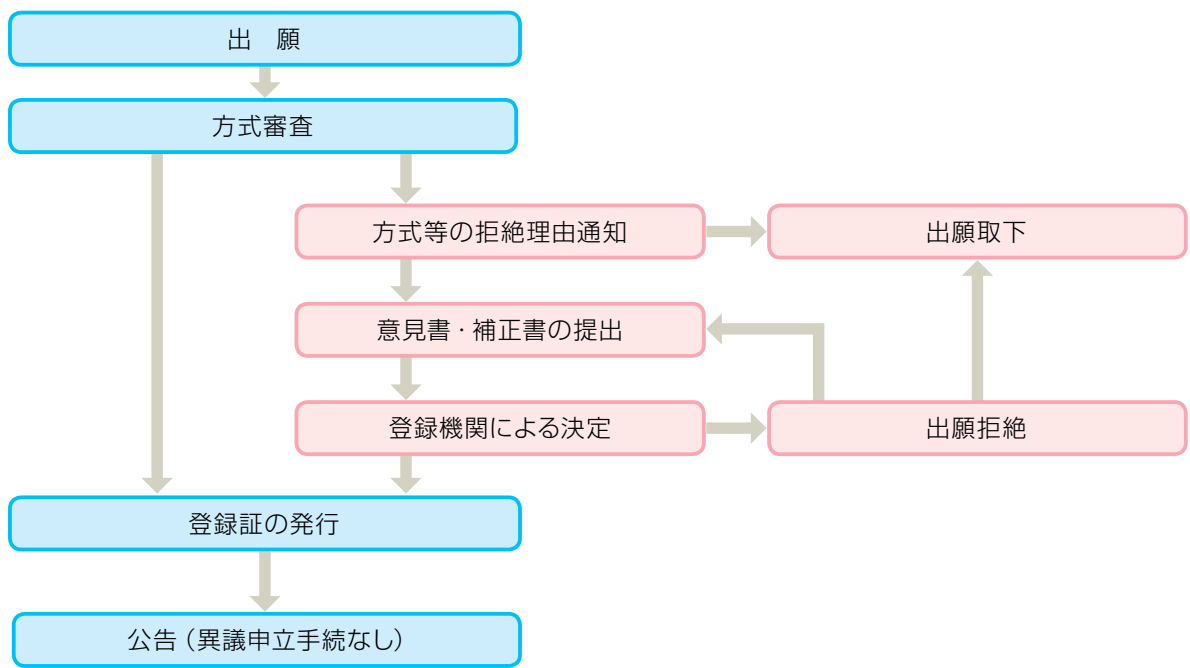
#### シンガポールにおける特許登録出願件数及び登録件数

| 年度   | PCT 国内移行件数 | 国内出願件数 | シンガポールで受理した PCT 出願 | 登録件数  |
|------|------------|--------|--------------------|-------|
| 2005 | 6,119      | 2,406  | 436                | 7,677 |
| 2006 | 6,923      | 2,241  | 410                | 7,393 |
| 2007 | 7,413      | 2,542  | 445                | 7,478 |
| 2008 | 7,322      | 2,370  | 500                | 6,286 |
| 2009 | 6,255      | 2,481  | 500                | 5,609 |
| 2010 | 6,929      | 2,847  | 492                | 4,442 |

出所：シンガポール知的財産庁

## ② 意匠

### シンガポールにおける意匠登録出願の流れ



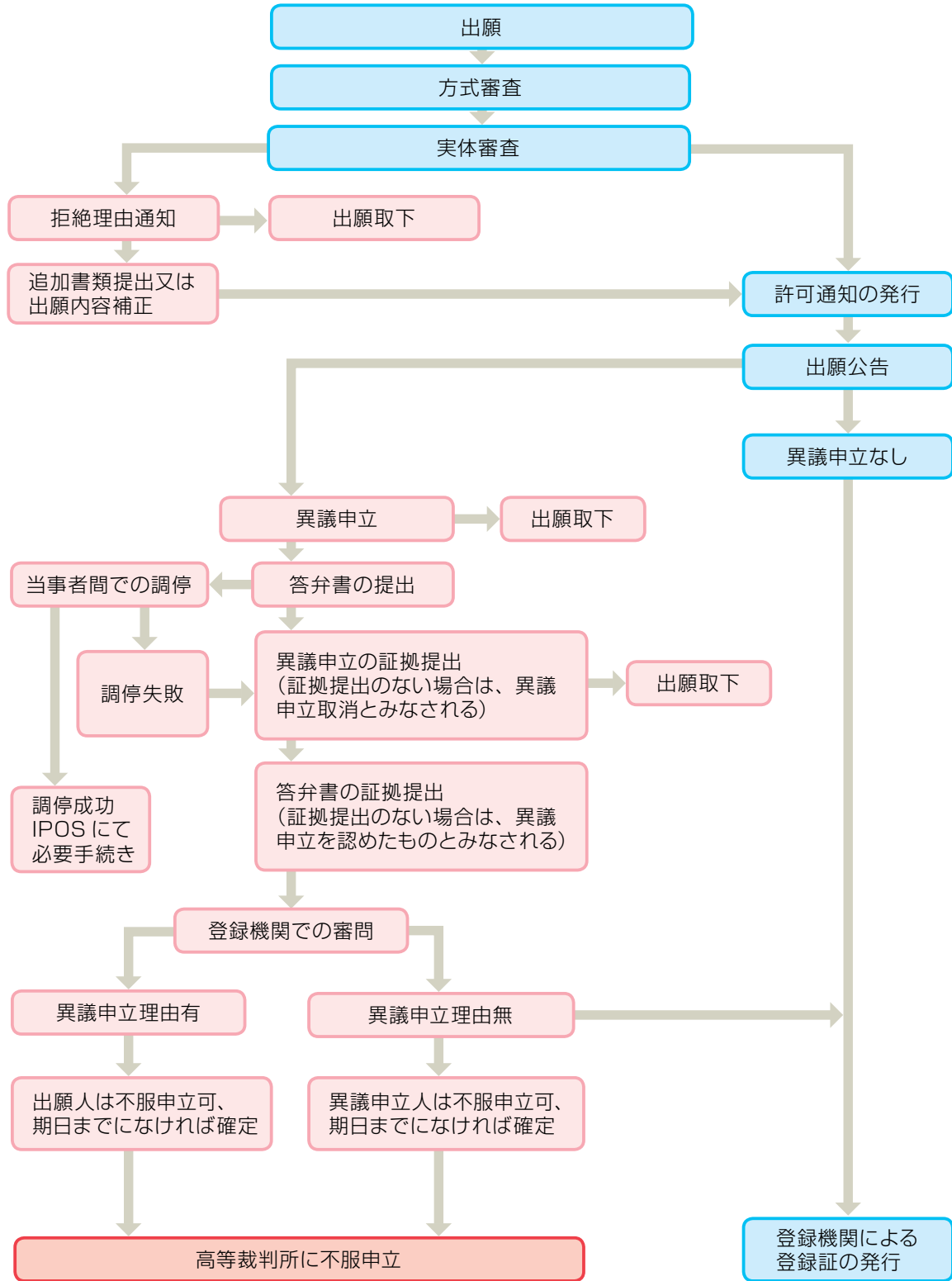
### シンガポールにおける意匠登録出願件数

| 年度   | 出願件数  |
|------|-------|
| 2005 | 2,292 |
| 2006 | 1,335 |
| 2007 | 1,482 |
| 2008 | 1,305 |
| 2009 | 1,161 |
| 2010 | 1,357 |

出所：シンガポール知的財産庁

### ③ 商標

#### シンガポールにおける商標登録出願の流れ



## シンガポールにおける商標登録出願件数

| 年度   | 国内出願件数 | 国際出願件数 | シンガポールを出願国とする<br>国際出願件数 |
|------|--------|--------|-------------------------|
| 2005 | 14,950 | 12,036 | 144                     |
| 2006 | 15,121 | 14,095 | 169                     |
| 2007 | 13,249 | 11,134 | 146                     |
| 2008 | 10,642 | 7,531  | 164                     |
| 2009 | 9,338  | 6,108  | 211                     |
| 2010 | 11,046 | 6,358  | 181                     |

出所：シンガポール知的財産庁

注記：シンガポールは、2000年より、マドリッドプロトコル締結国として出願の受付を開始。

## シンガポールで登録されていない商標

登録された商標権に加えて、商標所有者は、コモンローにおけるパッシングオフ、制定法である商標法における周知標章として、保護を求めることもできる。

上記の保護は、商標登録に基づくものではないため、訴訟においては権利の証明又は確立が必要となる。

## パッシングオフ（詐称通用）

コモンローにおける詐称通用は、英国法の詐称通用に基づくもので、これに類似する。概略を説明すると、詐称通用を主張する原告は、

(1) 現地で信用を確立していること、(2) 被告と原告との間に存在しない関連性があるかのように消費者を誤認又は混乱させるような詐称を被告が行っていること、(3) このような混乱により損害が生じる可能性のあることを証明しなければならない。救済措置には、損害賠償や差止命令が含まれる。

## 周知標章

商標法では、シンガポールにおいて無許可で周知標章を使用する侵害者に対しての所有者の権利を定めている。周知標章の所有者は、その標章が周知であることを証明する必要があり、その判断基準も商標法に規定されている。救済措置は差止命令を含む。

## ④ 著作権

シンガポールは、ベルヌ条約の加盟国であり、同条約の下に外国の著作権作品に対する相互保護を認めている。シンガポールの著作権法（一部は英国著作権法に基づくが、多くの点で異なる）は、情報技術に関する問題（インターネット関連を含む）への対応や米国との二国間自由貿易協定における義務履行のため、数回の大幅な改正を経ている。米国との二国間自由貿易における義務履行に伴う改正には、侵害に対する救済措置として、法律上に損害賠償を規定することも含まれる。著作権は、シンガポールで登録されていない権利であるため、訴訟においては、著作物についての著作権の存在と所有が証明されなければならない。

## ⑤ 機密情報

シンガポールは、コモンローを起源とする国として、営業秘密や商業的な価値のある機密情報の開示に対する法的保護も認めている。機密情報に対する権利はコモンローの原則に基づくため、シンガポールでは、他のコモンロー国での事例が前例として認められる場合もある。シンガポールの裁判所は、原則的に開示制限が合理的であるか否かを勘案して、機密情報の権利が保護される範囲を判断する。

## ⑥ 集積回路レイアウトデザイン

集積回路レイアウトデザインは、シンガポール集積回路レイアウトデザイン法の下で確立された特殊な知的財産権であり、集積回路のデザインの権利を保護するものである。集積回路には、少なくとも1つの能動素子を持つ最終又は中間の形態で、電子的機能を果たす材料上で複数の接続が相互に形成されている回路をいう。集積回路レイアウトデザインは、シンガポールで登録されていない権利であるため、訴訟においては、レイアウトデザインにおける権利の存在と所有が証明されなければならない。

**【特許庁委託】**

アセアン・インド・知財保護ハンドブック

**【著作者】**

日本貿易振興機構（ジェトロ）

\*なお、掲載した情報の収集及び編集には、  
Baker & McKenzie, Ltd. のご協力をいただきました。

**【発行】**

日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198 FAX:03-3585-7289

2013 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2012 年 8 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正や名称変更等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著作者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。